

注:本資料は Deloitte の IFRS Global Office が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照ください。

IFRS in Focus

IASB は、IAS 第 19 号 および IFRS 第 13 号における開示要求の修正を提案

目次 本 IFRS in Focus では、2021 年 3 月に国際会計基準審議会 (IASB) が公表した公開草案 ED/2021/3 「IFRS 基準における開示要求 – 試験的アプローチ」(IFRS 第 13 号及び IAS 第 19 号の修正案) (ED) に示された提案を解説する。

背景

修正案

発効日および経過措置

さらなる情報

- ED は、財務諸表において、より意思決定に役立つ情報をもたらす開示要求を開発するために、IASB が使用するガイダンス案を提示する。
- ガイダンス案を適用することにより、IASB は、
 - 財務諸表の利用者の全般的な情報ニーズを記述する全般的な開示目的に準拠することを、企業に要求する。
 - 財務諸表の利用者の詳細な情報ニーズを記述する具体的な開示目的に準拠することを、企業に要求する。
 - 具体的な開示目的を満たす情報の項目を識別する。IASB は、企業が開示することを要求される情報、および具体的な開示目的を満たすために開示する可能性のある情報の例である情報の項目を識別する。
- IASB は、これらの基準の開示要求をガイダンス案の観点の下で見直すことによって、2 つの基準、IAS 第 19 号と IFRS 第 13 号に関するガイダンス案をテストすることを決定した。これに基づき、IASB は、2 つの基準の開示要求の修正案を開発し、ED にも含めている。
- ED は発効日を提案していないが、早期適用が認められることが提案されている。最終化された場合、修正は、修正の適用開始日から将来に向かって適用される。
- ED のコメント期間は、2021 年 10 月 21 日に終了する。

背景

2017 年に IASB は、財務諸表に提供されている情報に関する懸念を理解することを目的としたリサーチ・プロジェクトの成果として、[ディスカッション・ペーパー DP/2017/1「開示に関する取組み – 開示原則」](#)を公表し、十分な関連性のある情報が提供されず、あまりにも多くの関連性のない情報が提供されているという開示の問題に、IASB がどのように対処できるかを検討した。

DP に対する多くの回答者は、開示を財務諸表の利用者との効果的なコミュニケーションの手段としてではなく、コンプライアンスの行使と考える「チェックリスト」アプローチを、開示の問題の原因となる重要な要因として強調した。

利害関係者は、IFRS 基準における開示要求の開発およびドラフティングに関する IASB の方法が、この「チェックリスト」アプローチに対して部分的に責任があると考えた。なぜなら、

- IASB が「開示しなければならない (shall)」または「最低限」のような規範的な言語を使用している。
- 大量の規範的な開示要求が存在する。
- 具体的な開示目的がないことが多い。
- 開示目的と規範的要求との間の相互作用が明確ではない。
- 開示セクションが一貫してドラフトされていない。

詳細は、下記 Web
サイト参照

www.iasplus.com

www.deloitte.com

www.deloitte.com/jp/ifrs

IASB はこれらの懸念を認識し、4 段階のアプローチに従うプロジェクトを設定することを決定した。

- ステップ 1 — 開示セクションの開発およびドラフティングに使用する IASB に対するガイダンス案を作成する。
- ステップ 2 — ガイダンス案を適用する 2 つの基準を選択する。
- ステップ 3 — 当該基準にガイダンス案を適用してテストする。
- ステップ 4 — ガイダンス案を組み込んで、当該基準に対する修正の ED を作成する。

IFRS 基準の開示セクションを開発およびドラフトする際の IASB に対するガイダンス案

ガイダンス案(上記のステップ 1)は、本協議の一部である。ガイダンス案は、IASB が、どのように開示目的を使用することを目指し、IFRS 基準の開示セクションの内容を開発し、IFRS 基準の開示セクションをドラフトするかを取り扱っている。特に、判断の使用を拡大するために、IASB が IFRS 基準の開示要求をどのように変更するかを説明している。

IASB が開示目的をどのように使用するのか

IASB は、IFRS 基準の開示セクションにおいて、全般的な開示目的とともに具体的な開示目的を使用する。IASB は、判断の適用を奨励する文言を使用して、IFRS 基準の開示目的を記述することを目指す。

全般的な開示目的は以下のとおりである。

- 財務諸表の利用者の全般的な情報ニーズを説明する。
- 企業に対し、それらのニーズを満たす情報の開示を要求する。
- 財務諸表の利用者の包括的かつ重要なニーズに関する有用なコンテキストを提供する。
- IFRS 基準における具体的な開示目的を適用する際に考慮することが要求される広範な考慮事項を組み込む。
- IFRS 基準における具体的な開示目的に準拠して提供される情報の全体が、全般的な利用者の情報ニーズを満たしているかどうかを検討するよう、企業に求める。

具体的な開示目的は以下のとおりである。

- 財務諸表の利用者の詳細な情報ニーズを説明する。
- 目的を達成するために、すべての重要性のある情報を開示することを企業に要求する。
- 情報が財務諸表に重要性があるかどうかについての判断を、企業が適用することを支援する。
- どのような情報が財務諸表の利用者が実施することに役立つことを目的としているかを説明することによって、内容を提供する別個の項を伴う。

IASB は、それぞれの具体的な開示目的を満たすために、企業が開示する場合がある、または場合によっては開示することが要求される情報の項目を開発する。具体的な開示目的を開発する際には、IASB は、企業固有の情報と比較可能な情報とのバランスを取る。

IASB は、具体的な開示目的が満たされているかどうかを検討するために開示要求の「チェックリスト」を満たすことから焦点をシフトすることを目的とする方法で、IFRS 基準の開示目的について説明する。IASB は、以下によりこれを達成する。

- 基準における開示目的を企業が準拠することを要求するために規範的な言語を使用する(「shall」)。
- 具体的な開示目的を満たすための情報の項目を参照する際には、通常、より規範的ではない言語を使用する(「強制ではないが、以下の情報項目で企業がこの目的を満たすことが可能となる場合がある。」)。

IASB は、IFRS 基準における開示セクションの内容をどのように開発するのか

IFRS 基準の開示セクションを開発する際、IASB は以下を試みる。

- 論点を理解する。
- 利害関係者のニーズを理解する。
- 提案された認識および測定 of 要求事項を裏付けるためにどの開示が要求されるかを理解する。
- コスト便益分析を実行する。
- 開示提案の影響を理解し、文書化する。

IASB は、IFRS 基準の開示セクションをどのようにドラフトするか

IASB は、IFRS 基準の開示セクションが、その意図を明確に伝達する方法でドラフトされることを確保するために、他の多くの措置を講じる。特に、IASB は以下の事項を行。

- IFRS 基準間で一貫した言語を使用する。
- IFRS 基準の開示セクションを、定型化して提示する。
- IFRS 基準およびその他の文書間で、関連する要求事項とガイダンスを連携する。

見解

ガイダンス案は基準ではない。しかし、最終化後 IASB は、将来において IFRS 基準の開示セクションの開発およびドラフティングに本ガイダンスを適用する。IASB は、本ガイダンスの広範な適用が、判断の必要性を強調することにより、企業、監査人および規制当局の行動に大きく影響することを期待している。提供された情報が開示目的を効果的に満たしている場合に、準拠が達成される。

修正案

IASB は、IAS 第 19 号の既存の開示要求を、以下の全般的および具体的な開示目的を含む新しい開示セクションに置き換えることを提案する。

確定給付制度についての開示

IASB は、財務諸表の利用者が、以下について可能にする情報を開示することを企業に要求する、全般的な開示目的を提案している。

- 確定給付制度が、企業の財政状態、財務業績、およびキャッシュ・フローに及ぼす影響を評価する。
- 企業の確定給付制度に関連するリスクおよび不確実性を評価する。

確定給付制度に関する具体的な開示目的案には、以下に関する情報を要求する。

- 確定給付制度に関連する基本財務諸表における金額およびそれらの金額の構成要素
- 当該制度および関連するリスクを管理するために企業が実施している戦略を含む、確定給付制度の性質および関連するリスク
- 期末に認識される確定給付制度債務の企業の将来キャッシュ・フローについての予想される影響、およびその影響の性質
- 新規の加入者に対して閉鎖された確定給付制度の加入者に対して支払いが継続される期間
- 確定給付制度債務の算定に使用される重要な数理計算上の仮定

- 報告期間の期首から期末までの、確定給付制度に関連する財政状態計算書の金額の変動に関する重要な理由

見解

IAS 第 19 号は現在、財務諸表の利用者が、異なる仮定に対する確定給付制度債務の感応度を理解することを可能にする開示を要求している。しかし、IASB は、企業にこの情報を提供することを要求する具体的な開示目的の開発に反対することを決定した。この決定は、IAS 第 19 号の要求事項に対応して提供される情報は、通常、作成にコストがかかり、利用者にとって最も有用な情報ではないことを示唆するフィードバックに基づいている。IASB は、財務諸表の利用者の重要な情報ニーズは、確定給付制度債務に関連する測定の不確実性に関する情報を開示する具体的な目的に準拠することにより満たされると結論付けた。

確定拠出制度についての開示

IASB は、財務諸表の利用者が、確定拠出制度が企業の財政状態およびキャッシュ・フローに及ぼす影響を理解することを可能にする情報を開示することを企業に要求する全般的な開示目的を提案する。

IASB は、確定拠出制度に関する具体的な開示目的を提案しない。

複数事業主確定給付制度および共通支配下にある企業間でリスクを分担する確定給付制度に関する開示

IASB は、複数事業主確定給付制度（または共通支配下の企業間でリスクを分担する確定給付制度）への参加について会計処理する企業が、以下に準拠することが要求されることとなることを提案している。

- 確定拠出制度の全般的な開示目的
- 確定給付制度の性質および関連するリスクに関する具体的な開示目的

IASB は、そのような制度を確定給付制度として会計処理する企業は、確定給付制度の全般的な開示目的および具体的な開示目的に準拠することが要求されることを提案する。

その他の種類の従業員給付制度に関する開示

IAS は、財務諸表の利用者が、以下について理解することを可能にする情報を開示することを企業に要求する、全般的な開示目的を提案する。

- 短期従業員給付制度が、企業の財務業績およびキャッシュ・フローに及ぼす影響
- その他の長期従業員給付の性質、および当該給付が企業の財務業績、財政状態およびキャッシュ・フローに及ぼす影響
- 解雇給付の性質、および当該給付が企業の財務業績、財政状態およびキャッシュ・フローに及ぼす影響

IFRS 第 13 号の修正

IASB は、IFRS 第 13 号の既存の開示要求を、以下の全般的および具体的な開示目的を含む、新しい開示セクションに置き換えることを提案する。

当初認識後に公正価値で測定される資産および負債

IASB は、財務諸表の利用者が、公正価値測定に関連する不確実性に対する企業のエクスポージャーを評価することを可能にする情報を開示することを、企業に要求する全般的な開示目的を提案している。この情報により、財務諸表の利用者は以下について理解できることとなる。

- 企業の財政状態および財務業績に対する公正価値で測定される資産および負債のクラスの重大性
- 公正価値測定がどのように決定されたのか
- 当該測定の変動が報告期間の期末時点の企業の財務諸表にどのように影響を与えるのか

具体的な開示目的案は、企業に以下の情報を開示することを要求することとなる。

- 当初認識後に公正価値で測定される資産および負債の各クラスの金額、性質および特性、および公正価値ヒエラルキーにおいて当該特性が資産および負債のこれらのクラスの分類にどのように関連しているか
- 公正価値測定の算定に使用される重大な評価手法およびインプット
- 報告期間の期末における合理的に考え得る代替的な公正価値測定
- 報告期間の期首から期末までの公正価値測定の変動の重大な理由

代替的見解

3名の理事は、ガイダンス案に対する懸念から、EDの公表に反対票を投じた。特に、彼らは、開示すべき具体的な項目を要求することなしに、目的ベースの開示要求を開発することは、以下の通りとなると考えている。

- 執行における課題を増やす。
- 財務諸表の作成者にとって負担となり、重要性の判断への依存度が高まる。
- 開示に対するより柔軟なアプローチを導入することにより、比較可能性を損なう。

発効日および経過措置

EDには、IAS第19号およびIFRS第13号の修正案の発効日は含まれていない。早期適用は認められることが提案されている。

本修正が最終化された場合、IASBは、発効日以後に開始する最初の事業年度から、本修正を将来に向かって適用することを提案している。

EDのコメント期間は、2021年10月21日に終了する。

さらなる情報

ガイダンス案またはIAS第19号およびIFRS第13号の修正案についてご質問がある場合は、通常のアドバイザリ・サービスにご連絡ください。

デロイト会計リサーチ・ツール(DART)は、会計および財務情報開示資料の包括的なオンライン・ライブラリです。

[iGAAP on DART](#)では完全版IFRS基準へのアクセスが可能であり、以下のリンクがあります。

- デロイトの最新のiGAAPマニュアル。IFRS基準に基づく財務報告のためのガイダンスを提供しています。
- IFRS基準に基づいて報告する企業のモデル財務諸表

DARTへのサブスクリプションを申し込むには、[ここ](#)をクリックして、アプリケーション・プロセスを開始し、iGAAPパッケージを選択します。

サブスクリプションパッケージの価格を含むDARTの詳細については、[ここ](#)をクリックしてください。

Deloitte. トーマツ.

デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイト ネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザリー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人、DT 弁護士 法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション 合同会社を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約30都市以上に1万名を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte (デロイト)とは、デロイト トウシュートーマツ リミテッド("DTTL")、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人(総称して"デロイト ネットワーク")のひとつまたは複数指します。DTTL(または"Deloitte Global")ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細はwww.deloitte.com/jp/aboutをご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける100を超える都市(オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む)にてサービスを提供しています。

Deloitte (デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、リスクアドバイザリー、税務およびこれらに関連するプロフェッショナルサービスの分野で世界最大級の規模を有し、150を超える国・地域にわたるメンバーファームや関係法人のグローバルネットワーク(総称して"デロイト ネットワーク")を通じ Fortune Global 500®の8割の企業に対してサービスを提供しています。"Making an impact that matters"を自らの使命とするデロイトの約312,000名の専門家については、(www.deloitte.com)をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュートーマツ リミテッド("DTTL")、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人(総称して"デロイト ネットワーク")が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約(明示・黙示を問いません)をするものではありません。また DTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接また間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTL ならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2021. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001